

原町内会自主防災会規程

(名称)

第1条 この会は、原町内会自主防災会(以下「本会」という)と称する。

(役割)

第2条 本会は、原町内会に帰属し平常時並びに災害時における防災活動を自主的に担う組織とする。

(活動拠点)

第3条 本会の活動拠点は、原町内会館とする。

(目的)

第4条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づき自主的な防災活動を行うことにより、地震、水害及びその他の災害(以下「地震等」という)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の吸収・普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災講演会、講習会の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄・更改に関すること。
- (6) 他地域団体組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第6条 本会は、原町内会内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 防災会長
- (2) 防災部長
- (3) ブロック長

2 役員は町内会役員の内選により任期は2年とする。ただし再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し会務を統括し、地震等発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 防災部長は、会長を補佐し会長に事故のある時はその職務を行う。

3 ブロック長は、防災部長を補佐し部長に事故のある時はその職務を行う。

(組織編成)

第9条 本会は、防災活動を効率的に行うため次の通り自主防災会組織を編成する。

2 原町内会を6ブロックに分けて編成する。

- (1) 本鵜沼Aブロック
- (2) 本鵜沼Bブロック
- (3) 本鵜沼Cブロック
- (4) 桜が岡Aブロック
- (5) 桜が岡Bブロック
- (6) 桜が岡Cブロック

3 各ブロック(共通)ごとに以下の組織体制とする。

- (1) 防災会長
- (2) 防災部長
- (3) ブロック長
- (4) 防災組長

なお、防災組長は、4月(任期1年)に新組長になられた方が自動的に自主防災組長となる。

4 大規模災害(津波、洪水)発生時は災害対策本部組織に移行する。

(会議)

第10条 本会に、防災全体会と防災会を置く。

(防災全体会議)

第11条 本会議は、自主防災会員をもって構成する。

2 本会議は、年1回自主防災組織の防災組長が交代時に行う。ただし特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 本会議は、防災会長が招集する。

4 本会議は、次の事項を審議する。

- (1) 役員承認に関する事。
- (2) 防災組長の選出承認に関する事。

(防災会議)

第12条 本会議は、防災会長、防災部長、ブロック長によって構成する。

2 本会議は、毎月1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 本会議は、防災会長が招集する。

4 本会議は、次の事項を審議する。

(1)防災規定、防災内規の改正に関すること。

(2)防災組織編成に関すること。

(3)防災計画の作成及び修正に関すること。

(3)事業計画に関すること。

(4)予算及び決算に関すること。

(5)その他、防災会議が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第13条 本会は、前条4項に基づき防災計画を作成する。

(会費)

第14条 本会の会費は、町内会の予算内で定める。

(経費)

第15条 本会の運営に要する経費は、町内会の予算内で定める。

(会計年度)

第16条 会計年度は、町内会の会計年度と同じくする。

(会計監査)

第17条 会計監査は、町内会の監査と同じくする。

附則

この規程は、平成29年4月10日から改定実施する。